

太 宰 府 市 議 会
基本条例の検証結果
（議会内部評価）

【評価対象年度：令和３年度～６年度】

令和７年９月

令和7年度（令和3～6年度分）議会基本条例の検証

第3回検証：令和7年9月予定（対象期間：令和3年度～令和6年度）

【評価】の見方		A：できている。これまでどおり行う。 B：できている。ただし、改善が必要。 C：できていない。検討を要する。 D：できていない。条例改正が必要。 E：その他	
前 文			
—	(前文)	太宰府市は、古代において政治・文化・交通の要衝の地であったことから、大宰府跡や大野城跡、水城跡をはじめとする多くの史跡が現存している。 また、大勢の人が訪れる太宰府天満宮や九州国立博物館等も有しており、文教・観光のまちとして、さらには、福岡都市圏に位置し交通の利便性が高いことから、緑にめぐまれた住宅都市として発展してきた。 このような二面性を持つ状況により、多様化した市民の期待に応えるとともに、地方分権により増大した市政の課題を解決するには、議員としての資質向上に努め、これまで以上に監視・調査・政策立案及び立法の機能強化に取り組む必要がある。 また、同時に議会における自由闊達な議員間討議を進め、二代表制の下、選挙で選ばれた議員と市長が緊張感をもって議論し、その情報を広く発信するとともに市民参加の機会を増加することにより、市民に信頼される議会の実現を目指し、この条例を制定する。	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
評価対象としない		第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。	—
第 1 条			
	目的	この条例は、太宰府市議会(以下「議会」という。)と太宰府市議会議員(以下「議員」という。)の役割及び活動原則に関する基本事項を定めることにより、議会運営を活性化するとともに市政における論点や課題等を明らかにし、太宰府市民(以下「市民」という。)の負託に応え、安心して生活できる豊かな太宰府市の実現に寄与することを目的とする。	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
評価対象としない		第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。	—
第 2 条			
	議会の活動原則	議会は、市民を代表する議員で構成される議決機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営を目指すものとする。 2 議会は、市民本位の立場から適正な市政運営が行われているかを監視し、評価するものとする。 3 議会は、市民の多様な意見や要望を把握し、政策形成に適切に反映させるため、政策提言、政策立案等の機能強化に努めるものとする。 4 議会は、市民に対して議会の議決、審査又は議会活動についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B		R 3年改選後の議長副議長選挙において、選出過程透明化から所信表明会を実施した。 全国市議会議長会主催や民間団体主催の各種研修会に各議員参加している。 **意見書件数** R 3年度：4件 R 4年度：3件 R 5年度：7件 R 6年度：1件	R 7年改選後の議長副議長選挙においても実施する。 議会BCP研修以外にも太宰府市議会独自での研修会等を検討する。

第 3 条		
	議長及び議員の活動原則	議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。 2 議員は、本会議及び委員会を通じて活発な意見発表に努めるものとする。 3 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじるものとする。 4 議員は、市民の多様な意見や要望を的確に把握することに努めるとともに、議論に反映することにより市民全体としての福祉向上を目指すものとする。 5 議員は、議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めるものとする。 6 議員は、自らの議会活動について、市民に対し説明する責任を果たすものとする。
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
評価対象としない	第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。	—
第 4 条		
	情報発信及び広報広聴の充実	議会は、その活動に関し積極的に情報を発信するとともに、常に市民の意見や要望を把握し議論に反映させなければならない。 2 議会は、広報広聴の充実を図るため、市民との意見交換会を開催するものとする。
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B	コロナ禍が明け、R 4 年度以降毎年市民との意見交換会を実施した。 令和 6 年度には市主催での小中学生対象の「子ども議会」の開催に協力した。 **意見交換会開催実績** 【R 3 年度】新型コロナウイルス感染拡大のため中止 第 8 回【R 4 年度】1 回目 4 会場、延べ 32 名参加 第 9 回【R 4 年度】2 回目 1 会場、39 名参加 第 10 回【R 5 年度】1 会場、19 名参加 第 11 回【R 6 年度】1 会場、37 名参加	若年層等の参加を促進するため、対象者（層）を絞った意見交換会の開催も検討する。またそこで出された意見や提言の反映に努める。
第 5 条		
	会議の公開及び制度の活用	議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を公開するものとする。 2 議会は、本会議又は委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の審議又は審査に反映させるよう努めるものとする。 3 議会は、請願を貴重な意見と受け止め、その審議又は審査においては請願者の要望があれば、その意見陳述の機会を設けるよう努めるものとする。
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B	本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会ともすべて公開した。 R 3 年度に会議録検索システムを導入し、市HPに掲げた。これにより過去の会議録等の検索が容易になった。 声のボランティアグループの方が読み上げた議会だよりの音声データを、R 6 年 5 月号から市HPに掲載している。これにより、視覚に障害のある方	本会議での字幕表示、常任委員会や特別委員会の配信等について検討する。

	や読むことが難しい方も議会の内容を知ることが出来るようになった。 **請願件数** R 3 年度：2 件 R 4 年度：3 件 R 5 年度：3 件 R 6 年度：1 件 **傍聴者数（委員会を含む）** R 3 年度：196 人 R 4 年度：163 人 R 5 年度：183 人 R 6 年度：144 人	
--	---	--

第 6 条

議会及び議員と市長等との関係	議会は、市長及び執行機関の長(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、市政の監視及び評価を行うものとする。 2 議員が行う代表質問及び一般質問は、市政上の論点及び課題を明確にするため一問一答方式で行うものとする。 3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対し議長又は委員長長の許可を得て反問することができるものとする。 4 議会は、会期中又は閉会中に関わらず、市長等に文書により質問ができる。この場合、文書により回答を求めるものとする。
----------------	---

評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B	3 月定例会代表質問の前には質問者全員による事前調整会議を開催している。 定例会の都度、ほとんどの議員が一般質問を行っている。また令和 4 年 6 月議会一般質問において、執行部から反問権が行使された。 **議案等審議件数** R 3 年度：96 件 R 4 年度：96 件 R 5 年度：100 件 R 6 年度：107 件 **一般（会派代表・個人）延べ質問者数 R 3 年度：50 人 R 4 年度：59 人 R 5 年度：59 人 R 6 年度：54 人 **予算・決算審査資料要求件数** R 3 年度：48 件 R 4 年度：33 件 R 5 年度：77 件 R 6 年度：43 件 **その他の資料要求件数** R 3 年度：1 件 R 4 年度：0 件 R 5 年度：0 件 R 6 年度：0 件	代表質問・一般質問ともより効率的、効果的なやり取りが執行部と出来るよう努める。 反問権を行使する際の具体的取り決めが必要。

第 7 条

政策形成過程の説明	議会は、市長から政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案された時は、政策等の水準を高めるため、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 他の政策との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
-----------	---

		(5) 関係法令及び条例 (6) 政策等に係る財政措置 (7) 将来にわたる効果及び費用
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B	R 6 年 12 月定例会では、予算特別委員会での審査において、附帯決議がなされた。	重要施策等の遂行に対しては、適切な時期に適切な場での説明を求めていく。
第 8 条		
	自由討議	議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。 2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように会議を運営しなければならない。
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
C	「自由討議」が十分に実施されているとは言えない。	議長及び委員長は活発な自由討議に努める。
第 9 条		
	委員会の運営	委員会の運営については、太宰府市議会委員会条例(昭和 57 年条例第 19 号)に定めるところによる。
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
A	補正予算の審査について分割付託方式を改め、その都度補正の予算特別委員会を設置することとした。 令和 5 年 9 月議会において「手話言語条例調査研究特別委員会」、同じく 12 月議会で「史跡地活用調査研究特別委員会」を設置した。 **委員会の回数（特別委員会含む）** R 3 年度：53 回 R 4 年度：49 回 R 5 年度：60 回 R 6 年度：53 回	令和 7 年改選後も予算審査について、特別委員会を設置する。 適時、特別委員会を設置し政策提言等に努める。
第 10 条		
	体制整備及び充実	議会は、議会及び議員の政策立案能力及び条例提案能力を高めるため、次に掲げる事項について体制整備及び充実強化を図るものとする。 (1) 議員研修の充実強化に関すること。 (2) 広く各分野の専門家を招いて、議員研修会を開催すること。 (3) 議会事務局における適正な人員の確保を求め、調査機能及び法制審査機能を積極的に強化すること。 (4) 議会図書室の図書の充実に関すること。
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B	議会 B C P 研修、人権研修を年 1 回定例化している。	全国市議会議長会及び各方面から来る議員研修会へ参加し政策立案能力の向上に努める。

		議会事務局職員も研修機会を充実させる。 議会図書室図書の充実に努める。
第 11 条		
	災害時の対応	議会は、災害時においても、議会機能を維持できるよう努めなければならない。 2 災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める。
評 価	取り組み状況	
B	令和3年度～6年度毎年度、大雨等により市災害対策本部が設置された際、それに応じ市議会災害対策会議要綱に基づく体制を取った。 条文に追加後（R2年9月）、毎年度議会BCP研修を開催している。	災害等緊急時の議員招集、議会開催方法等について検討する。
第 12 条		
	政治倫理	議員は、太宰府市議会議員政治倫理条例(平成29年条例第23号)を順守し、市民の代表としての責任を常に自覚し、公私にわたり高い倫理性に基づき行動しなければならない。
評 価	取り組み状況	
A	議員全員条例順守に努めている。 **政治倫理審査会の回数** R3年度：0回 R4年度：0回 R5年度：0回 R6年度：0回	R7年改選後早い時期に条例の内容について、議員間で意識共有のための場を設ける。
第 13 条		
	政務活動費	政務活動費は、議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、会派又は議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。 2 政務活動費の交付については、太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年条例第17号)に定めるところによる。
評 価	取り組み状況	
B	R6年度に「政務活動費の手引き」を作成した。	政務活動費はその性質から明確さが求められる。手引きに沿って適正に執行する。
第 14 条		
	議員定数	議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議員で構成する議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。 2 議員定数は、太宰府市議会議員定数条例(平成14年条例第34号)に定めるところによる。
評 価	取り組み状況	
A	同規模自治体と比較し定数が多い状況ではない。	他市議会の状況等を注視しておく。

第 15 条		
	議員報酬	議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。 2 議員報酬は、太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 44 年条例第 259 号)に定めるところによる。
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
評価対象としない	—	—
第 16 条		
	条例の検証及び見直し手続	議会は、議会運営委員会において必要に応じこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。 2 議会は、前項の検証の結果、この条例を含む議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。
評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
A	議会運営委員会で毎年度の点検、4 年に一度の検証を行った。	令和 8 年度以降も引き続き議会運営委員会で点検、検証を行う。

制定後の条文改廃経過

- ・ 条例第 11 条（災害対応）追加 R2. 12. 18 原案可決
- ・ 条例第 4 条第 2 項の一部改正 R3. 11. 24 原案可決（「少なくとも年 1 回は」を削除）